

岩手町立統合新設中学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手町立統合新設中学校（以下「統合中学校」という。）の開校にあたり、保護者、地域及び学校関係者等が連携し、子どもたちのよりよい教育環境の整備に向けた検討や調整を行うため、岩手町立統合新設中学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を岩手町教育委員会（以下「教育委員会」）に報告することとする。

- (1) 校名・校歌・校章・制服など学校運営に関すること。
- (2) 通学に関すること。
- (3) P T A組織等学校関係組織に関すること。
- (4) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (5) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、40名以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 岩手町立小・中学校の保護者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 岩手町立小・中学校の学校長
- (4) 岩手町立中学校の副校長
- (5) 各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱の日から開校の日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6 委員会は、第2に定める事項に関して、個別具体的に調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の内容及び構成については、委員会で協議の上、決定する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(専門部会の部会長及び副部会長)

第7 専門部会に部会長1人、副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第8 専門部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会員の代理出席は、認めないものとする。

3 会議の議事は、部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補足)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(召集の特例)

1 この要綱の交付後、初めての準備委員会は、第6第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、統合中学校の開校の日にその効力を失う。